

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月11日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
本庁	
機関	職
議会事務局	局長、次長、課長
市長部局	部長、危機管理監、理事、会計管理者、次長、参事、人権行政監、検査監、治水対策監、法令遵守推進監、廃棄物対策監、同和行政推進監、政策推進監、地域調整監、事業調整監、課（室、所、園）長（相当職を含む。）、政策推進部秘書課長補佐、総務部総務課法務専門監、同人事課長補佐、財政経営部財政経営課長補佐、同管財課長補佐、都市整備部道路管理課長補佐（三重県警察の職員の身分を併有する者に限る。）、会計管理室長補佐、総務部総務課行政係長、同総務課法務係長、会計管理室出納係長並びに課（室）付主幹及び主幹（秘書、人事、給与、行財政改革、財政を担当する者に限る。相当職を含む。）
教育委員会事務局	副教育長、教育監、理事、同和行政推進監、政策推進監、参事、課長（相当職を含む。）、教育総務課総務グループリーダー、学校教育課長補佐（人事を担当する者に限る。）、学校教育課教職員係長及び主幹（人事、給与を担当する者に限る。）

(略)

備考 (略)

改正前

別表第1 (第2条関係)

本庁

機関	職
議会事務局	局長、課長
市長部局	部長、危機管理監、理事、会計管理者、次長、参事、人権行政監、検査監、治水対策監、法令遵守推進監、廃棄物対策監、同和行政推進監、政策推進監、地域調整監、事業調整監、課(室、園)長(相当職を含む。)、政策推進部秘書課長補佐、 <u>総務部総務課長補佐</u> 、 <u>同総務課法務専門監</u> 、同人事課長補佐、財政経営部財政経営課長補佐、同管財課長補佐、都市整備部道路管理課長補佐(三重県警察の職員の身分を併有する者に限る。)、会計管理室長補佐、総務部総務課行政係長、同総務課法務係長、会計管理室出納係長並びに課(室)付主幹及び主幹(秘書、人事、給与、行財政改革、財政を担当する者に限る。相当職を含む。)
教育委員会事務局	副教育長、教育監、理事、同和行政推進監、政策推進監、課長(相当職を含む。)、教育総務課総務グループリーダー、学校教育課長補佐(人事を担当する者に限る。)、学校教育課教職員係長及び主幹(人事、給与を担当する者に限る。)
(略)	

備考 (略)

改正後

別表第2 (第2条関係)

出先機関

機関	職
(略)	
人権プラザ	館長
公会計・行財政改革推進室	室長
総合会館	館長
(略)	
社会福祉事務所	所長、課長（相当職を含む。）
福祉監査室	室長（相当職を含む。）
保健所	所長、副所長、課長（相当職を含む。）
(略)	
児童館	館長
こども子育て交流プラザ	館長
家庭児童相談室	室長
保育所	園長
幼稚園	園長
こども園	園長
食肉センター	場長
(略)	

改正前	
別表第2（第2条関係）	
出先機関	
機関	職
(略)	
人権プラザ	館長
総合会館	館長
(略)	
社会福祉事務所	所長、課長（相当職を含む。）
保健所	所長、副所長、課長（相当職を含む。）

	む。)
(略)	
児童館	館長
家庭児童相談室	室長
発達総合支援室	室長
保育所	園長
幼稚園	園長
食肉センター	場長
(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(公平委員会事務局)